

## 学研精華下狛地区の町名地番の整理について（案）

### （1）町名地番の整理の必要性について

現在施行中である学研精華下狛土地区画整理事業の事業区域には、下表のと  
おりの町名（大字、小字）が存在します。

大 字 名	小 字 名	よ み が な
下 狛	二 野	ふ た の
〃	大 崩	お お く ず れ
〃	大 谷	お お た に
〃	袋 谷	ふ く ろ だ に
〃	鬼 谷	お に た に
〃	大 谷 口	お お た に ぐ ち
〃	砂 川	す な が わ
〃	片 山	か た や ま
〃	下 馬	げ ば
〃	下 峠	し も と う げ
〃	鈴 ノ 庄	す ず の し ょ う
〃	大 福 寺	だ い ふ く じ
〃	谷 峠	た に と う げ
〃	堂 谷	ど う た に

※上記の土地ならびにその土地に隣接・介在する道路及び水路を含む。

この区域は、区画整理事業の施行により土地の区画変更が行われたため、整理された土地の区画に合わせて地番をつけ直すとともに、新たに町割りや町名を設定する必要があります。

町名地番を整理することで、以下の効果が期待されます。

- ・地番が規則的に配列されるため、わかりやすくなる
- ・救急車などの緊急車両、配達物などの確認が容易になる
- ・来訪者など目的地への到達が容易になる

### （2）実施区域について 【資料6参照】

対 象 地：学研精華下狛土地区画整理事業

（令和3年6月8日付け、事業計画決定）

区域面積：約48.7ha

世 帯：420世帯

人 口：742人

土地の筆数：施行前103筆、施行後76筆

(3) 表示の方法について

これまでの町内の区画整理事業（桜が丘、光台、精華台、祝園西一丁目、狛田）の先例にならい、土地住所と建物住所が原則一致する「町界町名地番整理方式」により行います。（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項）

なお、住居表示に関する法律による「住居表示方式」は、登記簿の土地名称と建物の所在表示が異なり所有者の混乱などが考えられることから、これまで本町での区画整理事業に伴う地番変更では、採用していません。

また、地番の割振についてはこれまでと同様に、各街区の役場敷地入口に近い角地を起点として右回りに順に付番することとします。

(4) 実施区域の町割について

これまでの町内の区画整理事業では、住区ごとに一つの町割りとなっており、今回の実施区域の範囲では、先例の面積規模から見て二つ以上の町割りとする必要性が乏しいため、一つの町とします。

(5) 実施区域の丁割について【資料7、8参照】

対象地区内には「僧坊地区」及び「谷地区」の二つの行政区があることから、行政区の区分けをすることとし、「2ブロック割り」とします。

なお、ブロック割り（丁割）の境界については、開発前の「僧坊地区」と「谷地区」の位置関係を参考にするとともに、丁割の基本的な考え方である「境界は道路などの構造物で区切る」に基づき、別添「資料7」のとおりの丁割とします。

丁目	面積 (ha)	戸数 (戸)	人口 (人)	備考
一丁目	29.3	420	742	僧坊地区
二丁目	19.4	0	0	谷地区
全体	48.7	420	742	企業用地、商業用地 住宅地、公園

(6) 実施区域の町名について【資料9参照】

地域の歴史的な背景や当該区域が関西文化学術研究都市の文化学術研究地区に位置付けられていることなどに配慮するとともに、わかりやすく既存の町名などとの混乱がないように配慮した名称とすることを基本的な考え方とします。

町名の候補については、別添「資料9」のとおり。

(7) 今後のスケジュールについて

- ・ 6月 精華町議会定例会 6月会議 議案提出
- ・ 7～11月 役場関係課及び関係機関等による課題整理、調整など
- ・ 12月 換地処分、町名地番の効力発生